

【本編】

**Ⅱ 子育て配慮住宅の配慮事項に係る
整備内容・水準**

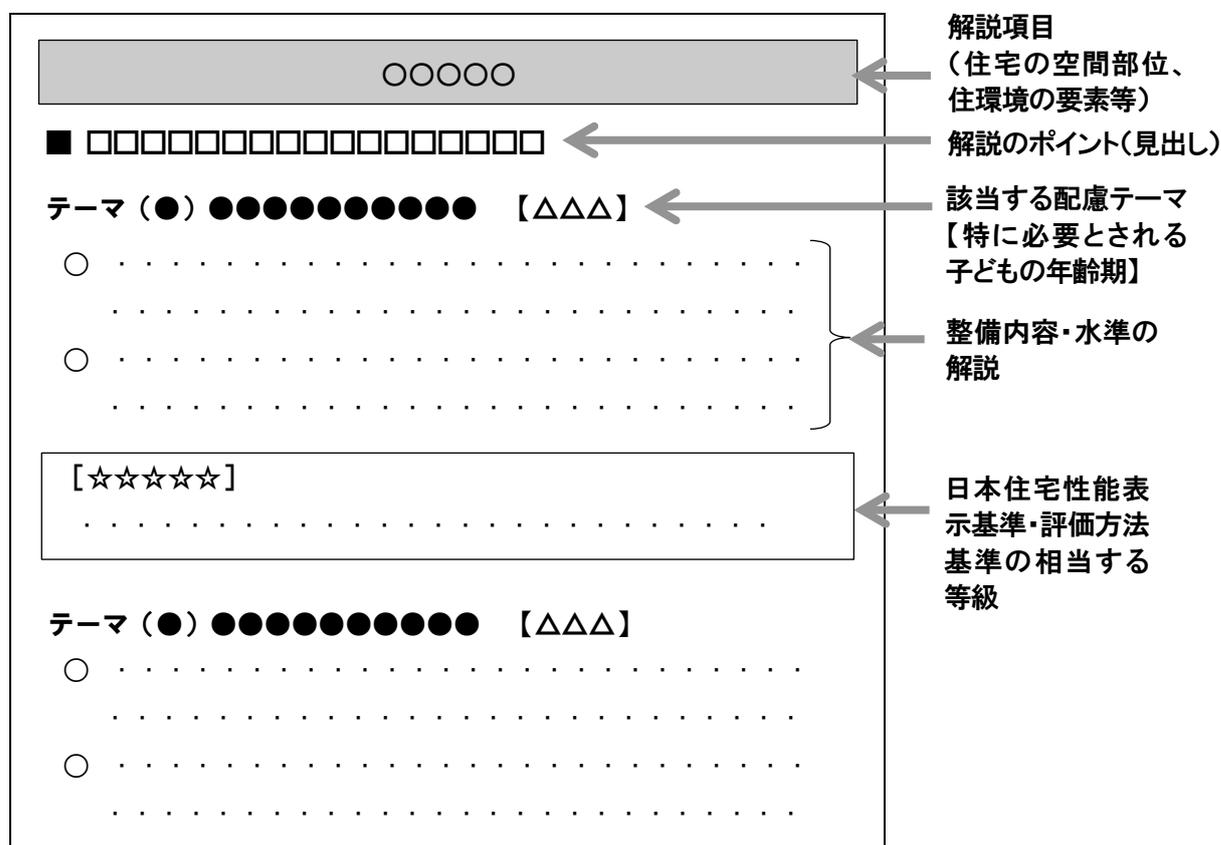
Ⅱ 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準

I で示した子育て配慮住宅の配慮事項のポイントを踏まえ、各配慮事項についての整備内容や確保することが望ましい水準（以下「整備内容・水準」という。）について解説する。

Ⅱ. 1 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の示し方

- 整備内容・水準の解説のフォーマットを表Ⅱ.1 に示している。ここでは、配慮テーマごとではなく、住宅の供給者や消費者にとって分かりやすいよう住宅の具体的な空間部位である「住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）」、「共用部分（共同住宅）」、「敷地内（戸建住宅・共同住宅）」、及び住環境の構成要素である「立地環境」、「コミュニティ・地域活動」、「子育て・子育て支援サービス」に区分している。この区分ごとに、整備内容・水準の考え方や目安を解説する。
- 解説においては、整備内容の主旨や必要性が理解しやすいよう、配慮テーマを参照できるようにしている。また、該当する配慮テーマ欄には、当該テーマが特に必要とされると考えられる子どもの年齢期の情報を付記している（その他あてはまる年齢期については、I の表 1.2 を参照）。
- なお、示している整備水準が日本住宅性能表示基準・評価方法基準の内容に相当する場合は、その性能等級（表示すべき事項）と相当する等級の程度（説明する事項）を、[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級] として付記している。

表Ⅱ.1 整備内容・水準の解説のフォーマット



- また、子育て配慮住宅の住宅タイプに応じて、該当する配慮事項に係る解説内容を参照できるように、解説項目の大きな区分と住宅タイプとの関係を表Ⅱ.2 に示す。

表Ⅱ.2 子育て配慮住宅の解説項目の大区分と住宅タイプとの関係

解説項目の大区分	住宅タイプ	
	戸建住宅	共同住宅
1 住戸専用部分	○	○
2 敷地内	○	—
3 共用部分・敷地内	—	○
4 立地環境	○	○
5 コミュニティ・地域活動	○	○
6 子育て・子育て支援サービス	○	○

Ⅱ. 2 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の技術的解説

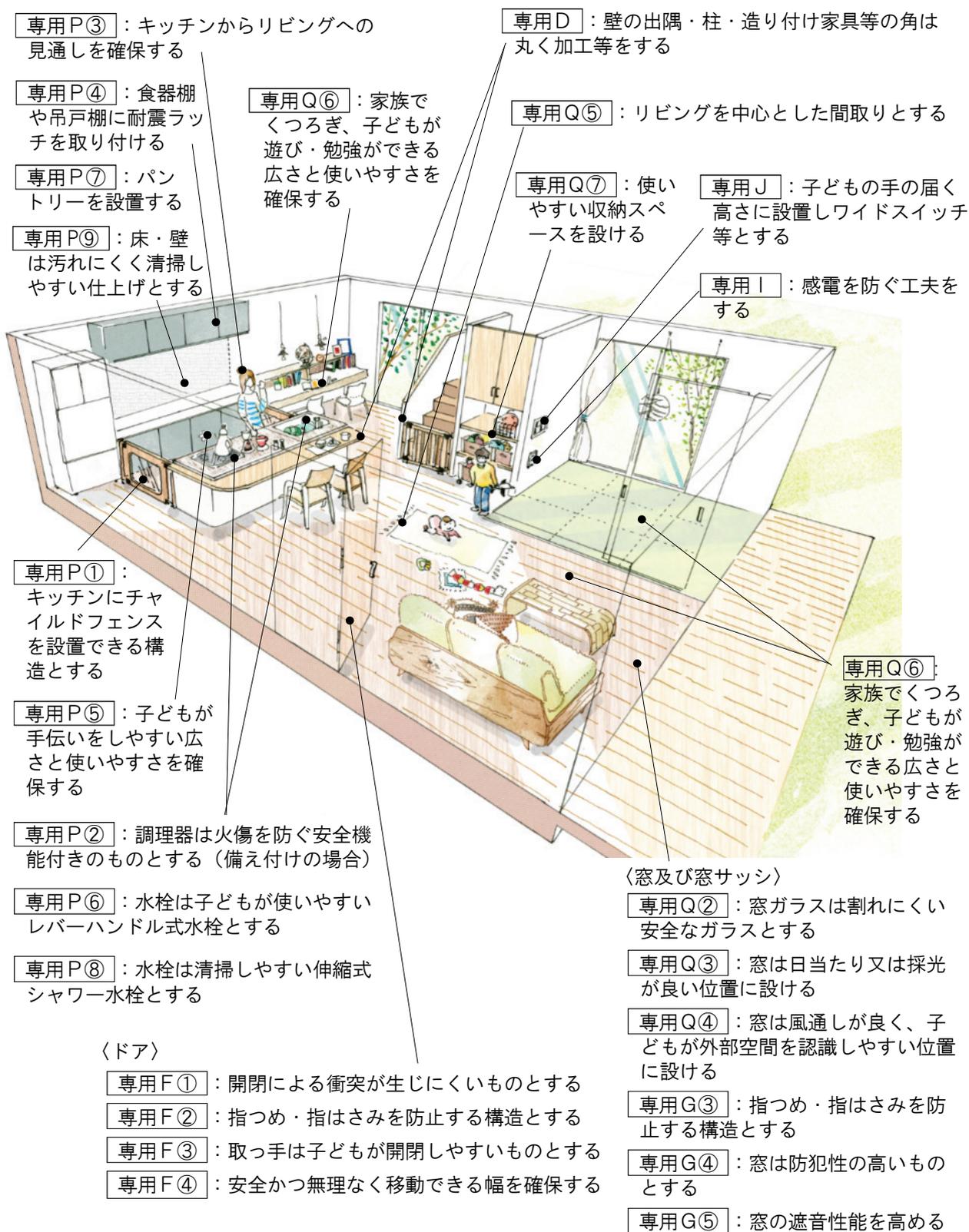
- 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準について技術的観点から解説する。なお、解説内容の早見のための目次を表Ⅱ.3 に示している。

表Ⅱ.3 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の技術的解説の目次

【空間・要素1】 住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-11
1-1 全般事項	Ⅱ-11
1-2 空間・機能別事項	Ⅱ-20
【空間・要素2】 敷地内（戸建住宅）	Ⅱ-38
2-1 全般事項	Ⅱ-38
2-2 空間・機能別事項	Ⅱ-38
【空間・要素3】 共用部分・敷地内（共同住宅）	Ⅱ-40
3-1 共用部分の空間・機能別事項	Ⅱ-40
3-2 敷地内の全般事項	Ⅱ-52
3-3 敷地内の空間・機能別事項	Ⅱ-53
【空間・要素4】 立地環境（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-59
4-1 子どもの安全の環境	Ⅱ-59
4-2 子育ての環境	Ⅱ-62
4-3 生活の環境	Ⅱ-66
【空間・要素5】 コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-67
【空間・要素6】 子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-70

- まず、主な空間・要素別の配慮事項を図Ⅱ.1～図Ⅱ.8に示す。図中の記号・番号等は、【空間・要素1】～【空間・要素6】で解説している配慮事項の内容の記号・番号等に対応している。

【空間・要素1】 住戸専用部分：リビング・キッチン（戸建住宅・共同住宅）



図Ⅱ.1 空間別の主な配慮事項【リビング・キッチン等】

【空間・要素1】 住戸専用部分：玄関（戸建住宅・共同住宅）

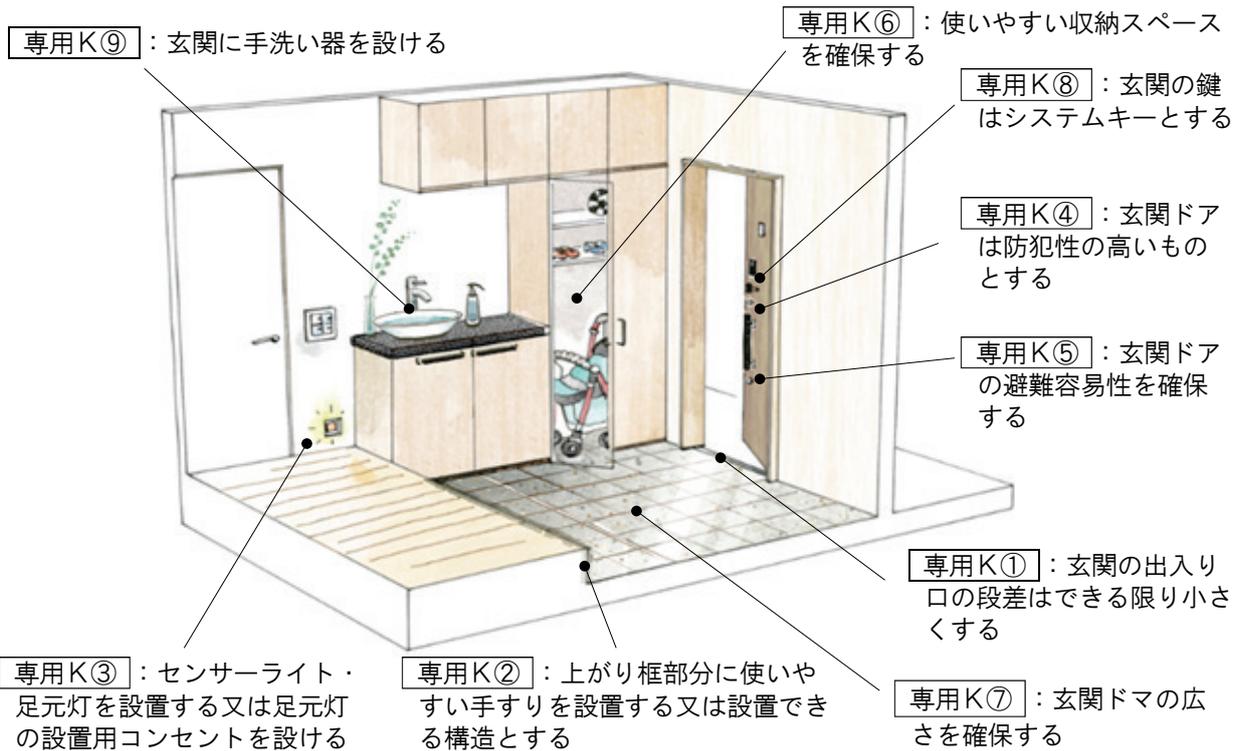


図 II.2 空間別の主な配慮事項【玄関】

【空間・要素1】 住戸専用部分：浴室及び洗面・脱衣室（戸建住宅・共同住宅）

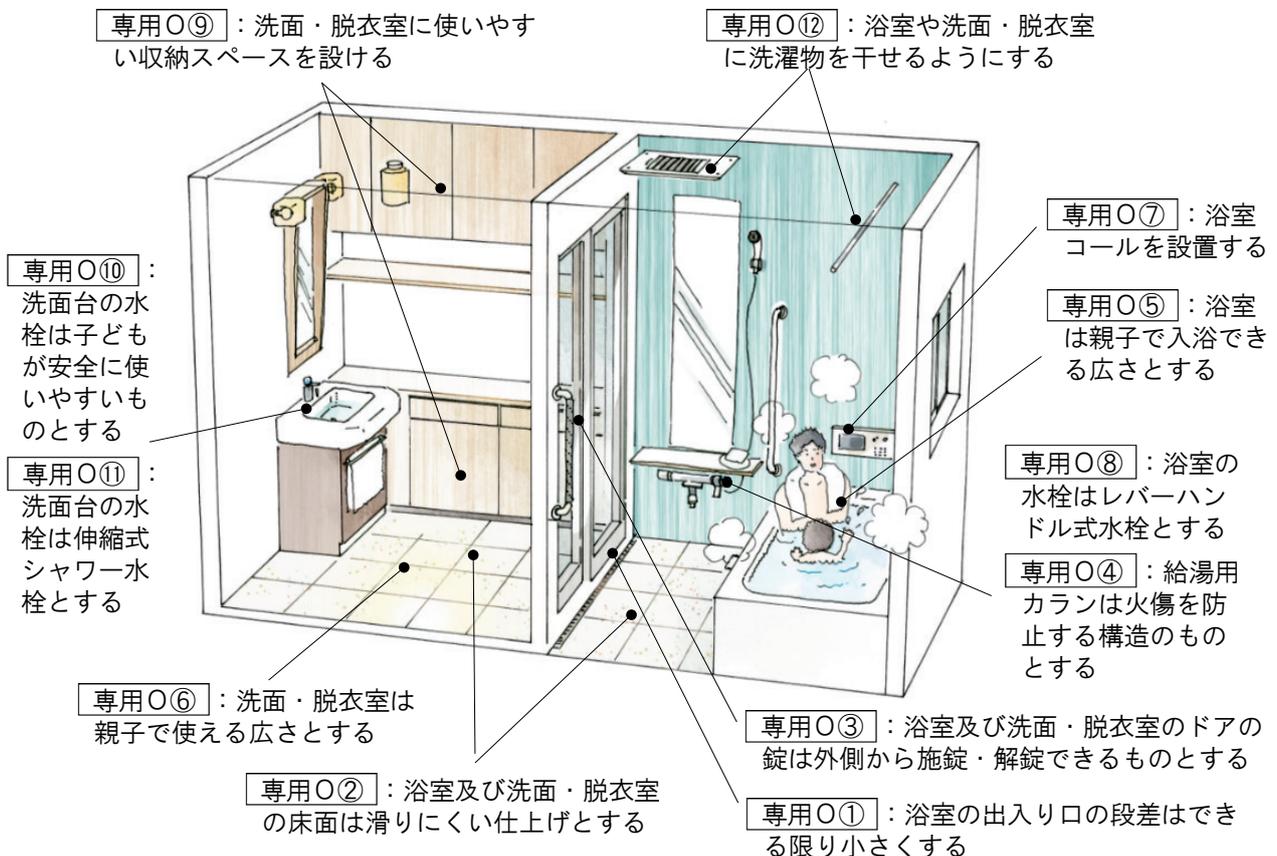
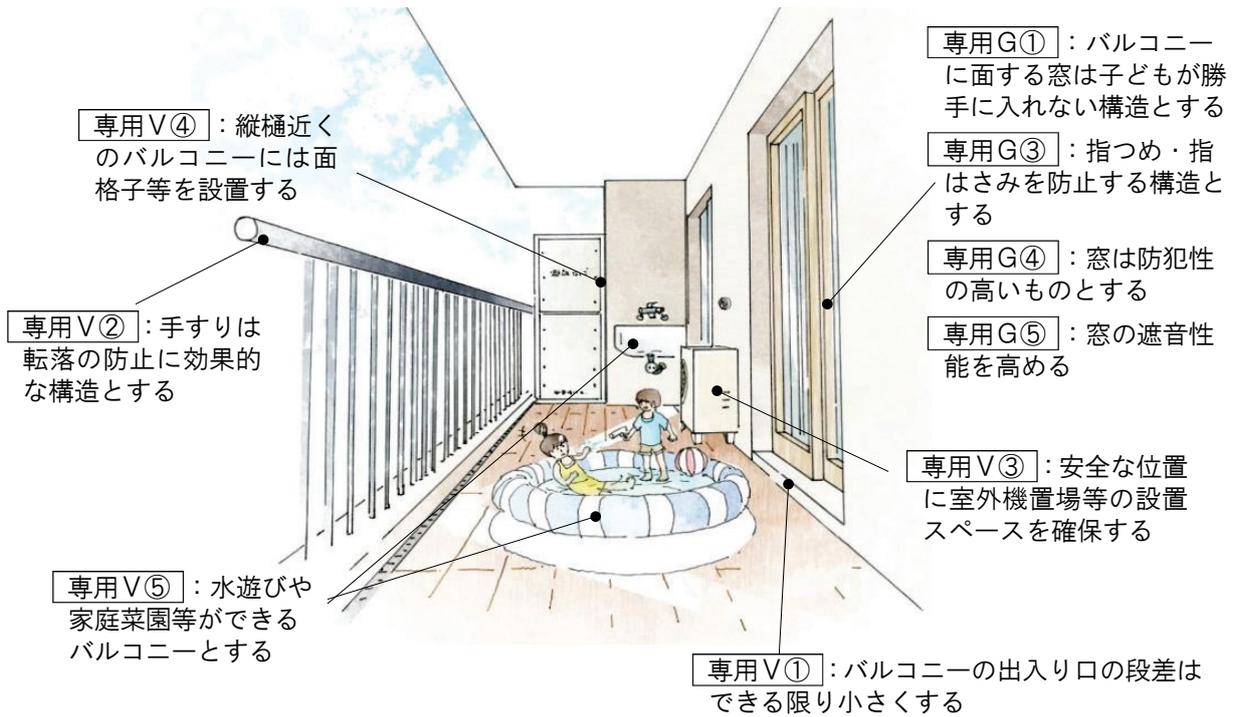


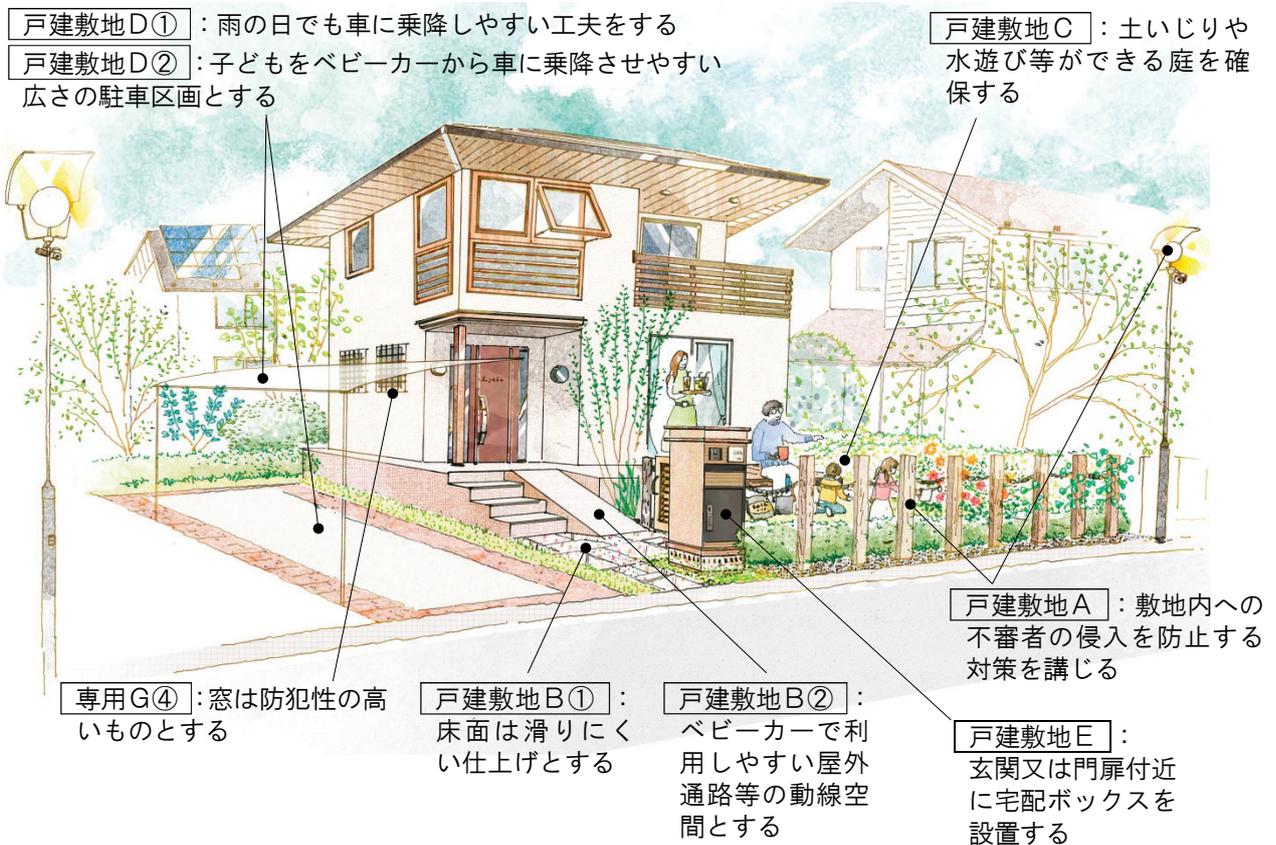
図 II.3 空間別の主な配慮事項【浴室及び洗面・脱衣室】

【空間・要素1】 住戸専用部分：バルコニー（共同住宅）



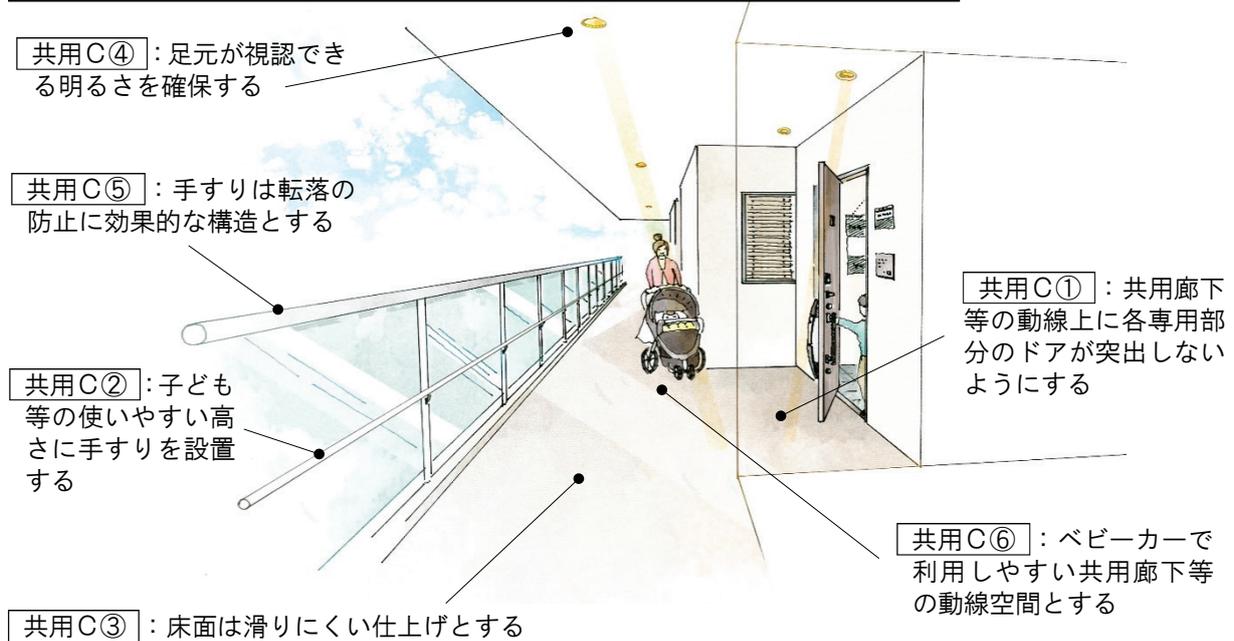
図Ⅱ.4 空間別の主な配慮事項【バルコニー（共同住宅）】

【空間・要素2】 敷地内：エントランスまわり（戸建住宅）



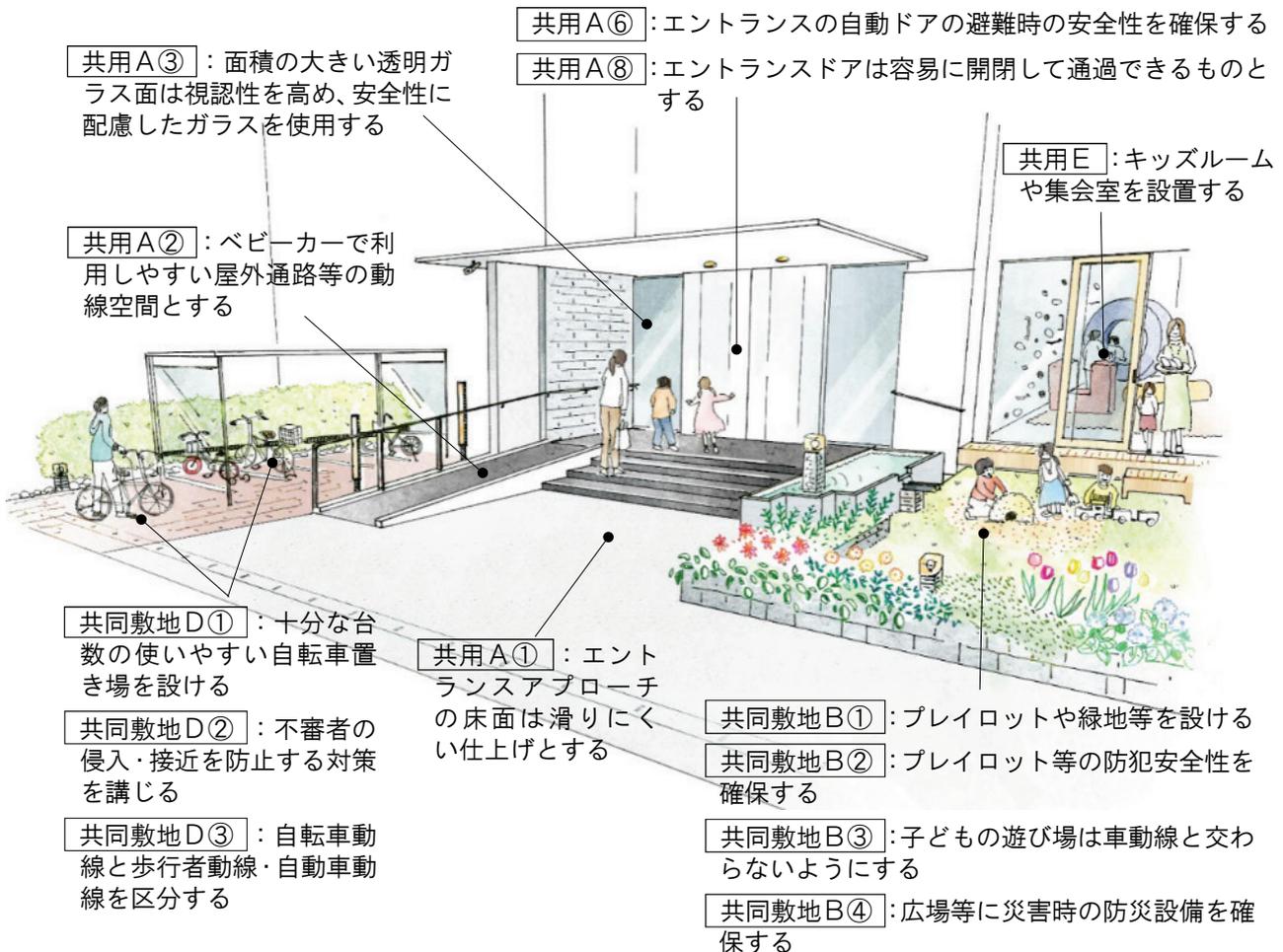
図Ⅱ.5 空間別の主な配慮事項【エントランスまわり（戸建住宅）】

【空間・要素3】 共用部分・敷地内：共用廊下（共同住宅）



図Ⅱ.6 空間別の主な配慮事項【共用廊下（共同住宅）】

【空間・要素3】 共用部分・敷地内：エントランスまわり（共同住宅）



図Ⅱ.7 空間別の主な配慮事項【エントランスまわり（共同住宅）】

【空間・要素4】 立地環境（戸建住宅・共同住宅）

子どもの安全の環境（立地A～C）

- ・立地A：交通安全性
- ・立地B：防犯安全性
- ・立地C：災害安全性

子育ての環境（立地D～N）

- ・立地D：祖父母の家
- ・立地E：子育て・子育て支援拠点
- ・立地F：保育所・認定こども園
- ・立地G：幼稚園
- ・立地H：小・中学校
- ・立地I：学童保育施設
- ・立地J：図書館
- ・立地K：習いごと教室
- ・立地L：教育上ふさわしくない施設
- ・立地M：公園・広場等
- ・立地N：児童館・子育てひろば等

生活の環境（立地O～R）

- ・立地O：公共交通機関
- ・立地P：医療機関
- ・立地Q：買い物施設等
- ・立地R：通勤



図 II.8 立地環境の主な配慮事項

【空間・要素5】 コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）

コミュニティ・地域活動（活動A～G）

- ・活動A：子育て世帯の交流
- ・活動B：多世代の交流
- ・活動C：交通安全パトロール
- ・活動D：地域防犯活動
- ・活動E：地域防災活動
- ・活動F：地域コミュニティ
- ・活動G：友人・知人

【空間・要素6】 子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）

子育て・子育て支援サービス（サービスA～E）

- ・サービスA：子育て世帯の交流
- ・サービスB：子育て相談
- ・サービスC：子どもの預かり
- ・サービスD：子育て・子育て支援施設の供給促進
- ・サービスE：各種サービスの情報提供

【空間・要素1】 住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）

1-1 全般事項

専用A：間取り

専用A①：家事をしながら子どもの見守りがしやすい間取りとする

テーマ(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする 【乳児期～幼児後期】

- キッチンから隣接するリビングや水まわりを見渡すことができるなど、家事をしながら子どもの様子の把握や見守りがしやすい間取りとする。

専用A②：家事動線の効率的な間取りとする

テーマ(41) 家事動線に配慮した間取りとする 【全般】

- 家事が効率的にできるよう、次のような家事動線に配慮した間取りとする。
 - i) キッチンと洗濯スペース（洗濯機置場）は近接させ、調理をしながら洗濯しやすい家事動線とする。
 - ii) キッチンと、洗面所等の水まわりは回遊性のある動線とする。
 - iii) トイレと浴室・洗面所は近接させる。

専用B：床の構造

専用B①：専用部分の床は段差のない構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 床面の数センチの段差は小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等の転倒の要因となりやすいため、専用部分の床面はできる限り段差のない構造とする。
- 段差が生じる場合、その程度は、次のようなものとする。
 - 1) 日常生活空間内の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - i) 玄関の出入り口の段差について、くつずりと玄関外側の高低差を 20mm 以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5mm 以下としたもの。
 - ii) 玄関の上がりかまちの段差（奥行き 300mm 以上の式台を設ける場合の土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を含む。）で、110mm（接地階に存する玄関のものにあつては 180mm）以下としたもの。
 - iii) 勝手口その他の屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入り口及び上がりかまちの段差。
 - iv) 居室の部分の床（通過の妨げとならない経路に存し、面積が 3 m²以上 9 m²（当該居室の面積が 18 m²以下の場合にあつては、当該面積の 1/2）未満、かつ、間口が 1,500mm 以上のものに限る。）とその他の部分の床の 300mm 以上 450mm 以下の段差。

- v) 玄関の上がりかまちの段差。
 - vi) 浴室の出入り口の段差で、20mm 以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差を 120mm 以下、またぎ高さを 180mm 以下とし、かつ、手すりを設置したもの。
 - vii) バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸については次に掲げるものに限る。
 - ア) 180mm 以下の単純段差としたもの（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）。
 - イ) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。
 - ウ) 屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。
- 2) 日常生活空間以外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。
- i) 玄関の出入り口の段差。
 - ii) 玄関の上がりかまちの段差。
 - iii) 勝手口その他の開口部等の出入り口及び上がりかまちの段差。
 - iv) バルコニーの出入り口の段差。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用B②：床の遮音性能を高める（共同住宅の場合）

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 共同住宅の場合、子どもが飛び跳ねたり泣いたりしても、上下階の住戸に音が大きく漏れないよう、遮音に効果的な床スラブの厚さ・重さ・工法や、床の仕上げ構造（フローリングとする場合の二重床等）等の採用を検討し、床の遮音性能を高める。
- 居室に係る上下階の界床の遮音対策として、次のような対策を講じる。
 - 1) 鉄筋コンクリート造の界床の場合

居室に係る上下階の界床の重量床衝撃音対策として、次の i) ～iv) のいずれかを満たすものとする。

 - i) 均質単板スラブ等（均質単板スラブ（同一のコンクリートで一様に構成される床構造をいう。）その他一体として振動する床構造をいう。）の場合は厚さが 200mm 以上（既存住宅については厚さが 180mm 以上）、ボイドスラブ（部分的に中空層を有するコンクリートの床構造その他これに類する床構造で一体として振動するものをいう。）の場合は厚さが 220mm 以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造であること。
 - ii) 新築住宅にあっては日本住宅性能表示基準 [8-1 重量床衝撃音対策等級] の等級 4 以上、既存住宅にあっては同等級の等級 3 以上の重量床衝撃音対策が講じられていること。
 - iii) 日本住宅性能表示基準 [8-1 相当スラブ厚（重量床衝撃音）] に規定される界床の相当スラブ厚が 200mm 以上（既存住宅については相当スラブ厚さが 150mm 以上）であること。

iv) 日本工業規格 A 1418-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法—第 2 部: 標準重量衝撃源による方法) による床衝撃音レベルについて、日本工業規格 A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法—第 2 部: 床衝撃音遮断性能) 附属書 1 (規定) による床衝撃音遮断性能 $L_i, F_{max,r}, H(1)-55$ 等級相当以上であること。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・新築: [8-1 重量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 4 以上
- ・既存: [8-1 重量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 3 以上

2) 鉄筋コンクリート造以外の界床の場合

次の i) ~ ii) のいずれかを満たすものとする。

i) 居室に係る上下階の界床の重量床衝撃音対策として、日本工業規格 A 1418-2 に規定されている床衝撃音レベルについて、残響室床開口部に施工した床試験体を対象とし、衝撃力特性 (1) を有する標準重量衝撃源を用いて残響室内の音圧レベル(床衝撃音レベル相当値)を測定した場合、下記表中の上欄に掲げるオクターブバンド中心周波数に対する残響室内の音圧レベル(床衝撃音レベル相当値)が下欄に掲げる数値を下回ること。

オクターブバンド中心周波数 (Hz)	63	125	250	500
音圧レベル(床衝撃音レベル相当値) (dB)	75	65	58	52

ii) 居室に係る上下階の界床の軽量床衝撃音対策として、新築住宅にあつては日本住宅性能表示基準 [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の等級 4 以上、既存住宅にあつては同等級の等級 3 以上の対策を講じられていること。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・新築: [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 4 以上
- ・既存: [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 3 以上

専用C：壁の構造

専用C①：家具の転倒防止措置を講じることのできる構造とする

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 界壁や間仕切り壁は、家具の転倒防止措置を講じることができるよう、付け長押を設置する、又は金具等で固定できるための下地材を設けておく。
- なお、賃貸住宅の場合においては、家具の固定のために（防災）ネジを使用したことによって生じた穴は原状回復義務の対象にしないことが望ましい。

専用C②：壁の遮音性能を高める（共同住宅の場合）

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 共同住宅の場合、子どもの騒ぎ声や泣き声などが両隣の住戸に大きく漏れないよう、遮音に効果的な界壁の厚さ、工法、仕上げ材等の採用を検討し、界壁の遮音性能を高める。

○ 界壁の遮音対策として、次のような対策を講じる。

1) 鉄筋コンクリート造の界壁の場合

次の i) ～ iii) のすべてを満たすものとする。

i) 次のア)、イ) のいずれかであること。

ア) 厚さが 180mm 以上（既存住宅については厚さが 150mm 以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造であること。

イ) 日本工業規格 A1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級 Rr-50 等級相当以上であること。

ii) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けられていないこと。

iii) 当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・新築：[8-3 透過損失等級（界壁）] の評価基準において等級 3 以上
- ・既存：[8-3 透過損失等級（界壁）] の評価基準において等級 2 以上

2) 鉄筋コンクリート造以外の界壁の場合

遮音に効果的な界壁の工法・材料、壁の仕上げ等の採用を検討し、界壁の遮音性能を高める対策を講じる。

専用D：壁の出隅・柱・造り付け家具等

専用D：壁の出隅・柱・造り付け家具等の角は丸く加工等をする

テーマ(1) 衝突による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 壁の出隅や柱、キッチンのカウンターテーブル、造り付け家具等の角は、衝突時のケガのリスクを軽減するため、丸い形状に加工（R加工）をする（写真Ⅱ.1）。
- または、衝撃防止のクッションカバー等を取り付けた仕上げとする（写真Ⅱ.2）。



写真Ⅱ.1
出隅の角部のR加工



写真Ⅱ.2
出隅の角部へのカバーの
取り付け

専用E：内装材

専用E①：シックハウスの心配の少ない材料を使用する

テーマ(16) 健康に配慮した材料を使用する 【全般】

- シックハウス対策のため、住戸の居室内の内装（木質系の建材に加え、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等を含む。）の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、次の建築材料を使用する。
 - i) ホルムアルデヒド等の化学物質の発生のきわめて少ない、日本工業規格又は日本農林規格協会のF☆☆☆☆表示のある材料
 - ii) 自然素材やホルムアルデヒドを使用しない無垢材

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・新築及び既存の改修：[6-1 ホルムアルデヒド対策] の評価基準において等級3以上

- 新築住宅が主な対象であるが、既存住宅においても間取りや内装等の改修時に用いる建築材料には同様の対応が必要である。

専用E②：調湿機能のある材料を使用する

テーマ(16) 健康に配慮した材料を使用する 【全般】

- シックハウス対策のほか、結露やダニ・カビ等の発生を防ぐため、24時間換気システムの導入に加えて、床、壁、天井等には調湿機能のある材料（自然素材、吸放湿性・通気性のあるクロス・壁紙等）を使用する。

専用F：ドア

専用F①：開閉による衝突が生じにくいものとする

テーマ(1) 衝突による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 開き戸の前に子どもが立っていても気づかずにドアを開け、子どもにドアが衝突してしまう事故や、突風で開き戸が閉まり、子どもがドアに衝突してしまう事故等を防止する観点から、玄関や居室間のドアは「引き戸（スライド・ドア）」とすることが望ましい。
- 「開き戸」とする場合は、次のいずれかの対策を講じる。
 - i) 急激な開閉による衝突を防止するため、ドアの開閉を緩やかにするドアクローザーや、ドアを開けたまま固定しておけるドアストッパーを設置する。
 - ii) 磨りガラス入りドアなど反対側にいる子どもの気配が分かるものとする。磨りガラスは安全に配慮されたガラスを使用する。
 - iii) 衝突を防止するよう、ドアの開閉方向と居室の配置、動線の関係に配慮する。

専用F②：指つめ・指はさみを防止する構造とする

テーマ(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する 【乳児期～幼児後期】

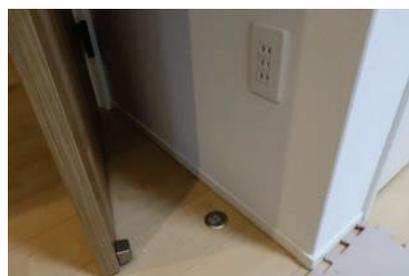
- 引き戸や開き戸の採用に際しては、指つめや指はさみ防止のために、次のような点に配慮する。

1) 引き戸の場合

- i) 子どもが指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は軽量かつ自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。
- ii) 取っ手（ドアノブ）は、開閉時にドアで指を挟まない位置に設ける。

2) 開き戸の場合

- i) ドアクローザーやドアストッパーの機能付きのドアとする（写真Ⅱ.3）。
- ii) 吊り元部分に隙間が生じない構造のもの、又は吊り元側の隙間に指はさみ防止のカバーやクッションが使用されているものとする。
- iii) 取っ手（ドアノブ）は、面取りするなど角がなく、安全に使用できるものとする。



写真Ⅱ.3
磁石により自動作動するドアストッパー

専用F③：取っ手は子どもが開閉しやすいものとする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- ドアを開き戸とする場合、取っ手（ドアノブ）は握力の弱い子どもでも開閉が容易な、レバーハンドル、スイングノブ、プッシュハンドル等とする（写真Ⅱ.4）。



写真Ⅱ.4
握力の弱い子どもでも握りやすい形状のドアノブ

専用F④：安全かつ無理なく移動できる幅を確保する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 日常生活空間の居室の出入り口は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも安全かつ無理なく移動できるよう、ドアの幅は750mm以上（開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とする。）を確保する。

[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級]

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の通路及び出入り口の幅員に関する評価基準において等級3以上

専用G：窓及び窓サッシ

専用G①：バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないようにするため、バルコニーに面する窓のクレセント錠は次のいずれかとする（写真Ⅱ.5）。

- i) ダイヤル錠
- ii) 子どもの手の届かない高い位置※に補助錠を設置する。
※ 一般的には、床上 1,500mm 程度以上の高さが想定される。



写真Ⅱ.5
2か所（1か所は小さな子どもの手の届かない高さ）に取り付けられたクレセント錠

専用G②：転落の防止に効果的な手すりを設ける（2階以上の窓の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 2階以上の窓（バルコニーに面している掃き出し窓等は除く。）には、子どもの乗り越え等による転落の危険を防止するための手すり（柵）を設置する。
- 転落防止のための手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
 - ii) ただし、腰壁、窓台等子どもの足がかりとなる部分（高さが300mm以上650mm未満の部分。以下「腰壁等」という。）がある場合については、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設置する。
 - iii) 手すり子の相互の間隔は、窓台等（窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。
 - iv) 手すりの最下部と窓台の間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の手すりに関する評価基準において等級2以上

専用G③：指つめ・指はさみを防止する構造とする

テーマ(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する 【乳児期～幼児後期】

- 窓のサッシもドアと同様に、指つめや指はさみの防止のために、次のような点に配慮されたものとする。
 - i) 指つめ防止用の戸当たり、又はたて枠とたて枠の戸当たりにゴムクッションを使用する。
 - ii) 指はさみ防止ストッパー等が設置され、窓を開けた際の引き残しを大きくとる構造とする。

専用G④：窓は防犯性の高いものとする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、窓のサッシ及びガラスは防犯建物部品等の防犯性に配慮されたものを採用する。
- 防犯建物部品等が設置できない場合は、サッシへの錠付きクレセント、補助錠や振動アラーム等を設置する。
- また、接地階の窓（日常的に出入りをする掃き出し窓等を除く。）や共用廊下に面した窓には、面格子を設置する（写真Ⅱ.6）。
- さらに、死角となりやすい位置の窓付近にはセンサーライトを設置する方法も有効である。



写真Ⅱ.6
共用廊下に面する窓に取り付けられた面格子

専用G⑤：窓の遮音性を高める

テーマ(37) 住宅の遮音性を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもの騒ぎ声や泣き声などが周辺の住宅に大きく漏れないよう、遮音性能のある窓ガラス（防音効果のある防音ガラス等）の採用や、二重窓（内窓）の設置等を検討し、開口部の遮音性を高める。
- 外壁等に面した開口部の透過損失対策については、日本工業規格 A4706 に規定するサッシで、その遮音等級がT-2 等級以上の材料を使用する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [8-4 透過損失等級（外壁開口部）] の評価基準において等級 3 以上

専用H：収納スペース

専用H：広くて使いやすい収納スペースを確保する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 成長に合わせて増える子どもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、十分な面積の収納スペースを確保する。例えば、専用部分の床面積に対して次のような割合以上とすることが考えられる。
 - i) 新築住宅の場合にあっては、戸建住宅：10%、共同住宅：8%
 - ii) 既存住宅の場合にあっては、戸建住宅：8%、共同住宅：6%
- また、収納スペースは、次のような観点から、使いやすさにも配慮する。
 - i) 玄関、キッチン、リビング、洗面・脱衣室など適所に設ける。
 - ii) 各収納スペースは、ウォークインクローゼット、クローゼット・押入、造り付け収納、ロフト、床下収納など、設置する居室等の場



写真Ⅱ.7
立体的な使いやすさが考慮されたウォークインクローゼット

所や使い方に適した形状で確保する。

- iii) 立体的な容積の確保や、収納棚の位置が調整できるなど、使いやすさにも配慮する（写真Ⅱ.7）。
- iv) 子どもの手の届かない位置に収納棚を設置できるようにする。

専用Ⅰ：コンセント

専用Ⅰ：感電を防ぐ工夫をする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 日中の子どもの居場所となるリビング、子ども部屋等の居室のコンセントは、小さな子どもの手の届きにくい高さ※に設置する（写真Ⅱ.8）。
- ※ 一般的には、ハイハイする乳児の目線に入らずに手が届きにくい床上 400mm 程度の高さが考えられるが、設置する場所にも配慮すること。
- コンセントの位置の高さが調整できないものについては、シャッター付コンセント（プラグ差し込み口が扉付きの構造となっているもの）にするなど、感電事故を防止したものにする。



写真Ⅱ.8
通常よりも高い位置に設置されたコンセント（ハイハイする乳児の手に届きにくく、大人にとっては、屈まずに使用できる）

専用Ⅱ：電気スイッチ

専用Ⅱ：子どもの手の届く高さに設置しワイドスイッチ等とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 電気スイッチは、子どもが自分で点けたり消したりできるよう、子どもの手の届きやすい高さ※に取り付ける（写真Ⅱ.9）。
- ※ 2～3 歳の子どもでも手が届く高さとして床上 900mm 程度が考えられる。ただし、その後の子どもの成長や設置する場所等に配慮した場合、一般的には 900 mm～1,050 mm程度が考えられる。
- また、子どもでも使いやすいワイドスイッチとする（写真Ⅱ.10）。



写真Ⅱ.9
子どもの手の届きやすい高さ（床上 1,050 mm以下）に設けられた電気スイッチ



写真Ⅱ.10
絵や文字も添えられた分かりやすいワイドスイッチ

1-2 空間・機能別事項

専用K：玄関

専用K①：玄関の出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 玄関ドア部分のくつずりに引っかかっての転倒を防止するため、玄関外側の高低差は 20mm 以下、くつずりと玄関土間の高低差は 5mm 以下とする。

[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級]

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用K②：上がり框部分に使いやすい手すりを設置する又は設置できる構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等の上がり框の昇降を補助するため、使いやすい位置に、縦手すり等を設置する（写真Ⅱ.11）。
- または、子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、手すりが必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施しておく。



写真Ⅱ.11
上がり框部分に設置された縦手すり

専用K③：センサーライト・足元灯を設置する又は足元灯の設置用コンセントを設ける

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 玄関又は玄関ホールの照明は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、買い物の荷物を抱えたりして両手がふさがった状態でも明るさを確保して安全に移動できるよう、センサーライトとする。
- また、夜間等の暗がりによる転倒を防止するため、補助照明として足元灯（フットライト）を設置する。または、玄関付近に足元灯を設置できるコンセントを設ける。

専用K④：玄関ドアは防犯性の高いものとする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、玄関ドアは防犯建物部品等の防犯性の高いもの（ピッキング・インプレッション・カム送り解錠・サムターン回し等への対策が講じられたもの）を採用する（写真Ⅱ.12）。
- 防犯建物部品等が設置できない場合は、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造やガードプレート等を設置したもの、又は補助錠の設置により二重ロックとする。



写真Ⅱ.12
防犯建物部品等を用いた
玄関ドア

- 併せて、玄関の外部には、住戸内（リビング等）との通話機能を有するインターホンを設置する。その場合、カメラ付きインターホンにすることが望ましい（写真Ⅱ.13）。
- 玄関付近にセンサーライトやセンサーと連動した防犯カメラを設置することも効果的である。



写真Ⅱ.13
敷地境界部分に設けられた
住宅内との通話機能を有する
カメラ付きインターホン

専用K⑤：玄関ドアの避難容易性を確保する

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 玄関ドアは、避難がしやすいよう、地震により変形しにくい耐震ドアを採用する。
- 開き戸の場合の取っ手（ドアノブ）は、握力のない子どもでも使いやすいレバーハンドルやプッシュハンドルとする。

専用K⑥：使いやすい収納スペースを確保する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 玄関には、折りたたみ式ベビーカー、子どもの遊び道具（泥の付いたサッカーボール・野球道具、キックボード等）、ゴルフバッグ、家族の靴やコート類、防災グッズ等の収納を想定した収納スペースを確保する（写真Ⅱ.14、写真Ⅱ.15）。



（左）写真Ⅱ.14 ベビーカー、遊び道具、コート等が
収納可能な玄関脇の収納スペース
（右）写真Ⅱ.15 ウォークイン形式の玄関収納

専用K⑦：玄関ドマの広さを確保する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 玄関内又は玄関付近には、ベビーカーや三輪車を置くことができる広さを確保する（写真Ⅱ.16）。
- 玄関ドマは、子どもをベビーカーに乗せたまま入ることができる広さ（奥行き）の確保や、ベビーカーの安全な乗降、ベビーカーの収納、親子が同時に靴の着脱や出入り等ができる広さを確保する（写真Ⅱ.17）。
- 玄関ドマの広さは次の面積以上を確保することが望ましい。



写真Ⅱ.16
戸外の玄関前にベビーカーや三輪
車等を置くスペースを確保

- 戸建住宅の場合にあっては、1.5 m²
- 共同住宅の場合にあっては、1.3 m²

ただし、戸外の玄関付近に三輪車やベビーカー等を置くこ

とのできる専用のスペースがある場合は、その面積を含めることができるものとする。

写真Ⅱ.17
子どもをベビーカーに乗せたまま入ることができる広さ（奥行き）を確保



専用K⑧：玄関の鍵はシステムキーとする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 玄関ドアの鍵は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、買い物の荷物を抱えたりして両手がふさがった状態でもスムーズに開閉ができるよう、システムキー※とする（写真Ⅱ.18）。

※ システムキー：鍵を持っていれば（鞆等に収納していれば）、ドアのタッチボタン部分にタッチするだけで開閉できるシステム。リモコンキーで操作できるものや、リモコンキーを持っていればドアに近づくだけで開錠できるものなどもある。



写真Ⅱ.18
システムキーとした玄関の鍵

専用K⑨：玄関に手洗い器を設ける

テーマ(18) 感染症を予防する工夫をする 【全般】

- 感染症を予防するため、住宅内の玄関部分に手洗い器（を設ける（写真Ⅱ.19）。
- 手洗い器を設置することが難しい場合は、玄関から（リビングなどを通らずに）洗面所に直接アクセスできる動線を確保するようにする。

写真Ⅱ.19
玄関収納（鏡面）の横に設置した手洗い器



専用L：廊下

専用L①：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（2階の開放されている側の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもの転落を防止するために、吹き抜けに面した2階の廊下（開放されている側に限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
 - ii) 手すりの高さは、子どもがよじ登ることができず、転落防止に十分な高さとする。原則床面から1,100 mm以上とし、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに1,100 mmを加えた高さ以上とする。
 - ii) 手すり子の相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110 mm以下とする。

iv) 手すりの最下部と床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm以下とする。

専用L②：安全かつ無理なく移動できる幅を確保する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 廊下（通路）の幅は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも安全かつ無理なく移動できるよう、780 mm（柱等の箇所にあっては 750 mm）以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の通路及び出入り口の幅員に関する評価基準において等級 3 以上

専用M：階段

専用M①：安全に昇降できる構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 専用部分内に階段が設けられる場合、小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等が安全に昇降できるように勾配を緩くし、踏面の寸法、けあげの寸法も広めにとるように配慮する。
- 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。
 - i) 勾配は 22/21 以下とする。
 - ii) けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であり、かつ、踏面の寸法が 195mm 以上とする。
 - iii) 蹴込みは 30mm 以下とする。
- 階段の形状は、万が一の転落時に備え、途中で踊り場のある折れ階段など、下階まで一直線に転げ落ちる心配のない形状のものとする（写真Ⅱ.20）。



写真Ⅱ.20
昇降途中に折れ曲げを設けた折れ階段

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用M②：子ども等の使いやすい高さに手すりを設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等は、階段昇降中の体のバランスを崩しやすいため、階段の上り下りの動作をサポートするための手すりを設置する。
- 階段の安全な昇降のために設置される手すりは、次のような点に配慮して設置するものとする。
 - i) 手すりの高さは、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置とする（写真Ⅱ.21）。



写真Ⅱ.21
階段に設置された子どもにも使いやすい高さの手すり

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の階段に関する評価基準において等級 3 以上

- ii) 大人用と子ども用の 2 段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は 850 mm 程度、下段は 650 mm 程度の位置とする。

専用M③：踏面に滑り防止の部材を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 階段を安全に昇降できるよう、踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるように配慮する。

専用M④：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（開放されている側の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 転落を防止するために階段（開放されている側に限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。
- i) 手すりの形状は、足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
- ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
- ア) 腰壁等の高さが 650mm 以上 800mm 未満の場合は、階段の踏面の先端から 800mm 以上の高さに達するように設ける。
- イ) 腰壁等の高さが 650mm 未満の場合は、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するよう設ける。
- iii) 手すり子の相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110mm 以下とする。
- iv) 手すりの最下部と床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm 以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の階段に関する評価基準において等級 2 以上

専用M⑤：段差を認識しやすい照明を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 階段を安全に昇降できるよう、足元がはっきり認識できる明るさ、角度、位置での照明を設置する。
- 補助照明として足元灯を設置することも効果的である（写真Ⅱ.22）。足元灯の設置は、安全面に加え、幼児期後期から小学生低学年くらいの子どもの、夜間にひとりでトイレに行けるための工夫にもなる。



写真Ⅱ.22
階段の段差位置を確認できる場所に設置された足元灯

専用M⑥：階段への進入を防ぐチャイルドフェンスを設置できる構造とする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもの階段への進入による転落事故等を防ぐため、階段の昇降の入口部分にチャイルドフェンスを備え付ける。
- または、チャイルドフェンスの取り付けや、子どもの成長に応じて取り外しができるように、両側の壁等に下地処理を施しておく。

専用N：トイレ

専用N①：立ち座りや姿勢保持をサポートする手すりを設置する又は設置できる構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【幼児前期～幼児後期】

- 小さな子どもや妊婦等が使いやすい位置に便器への立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置する（写真Ⅱ.23）。
- または、トイレトレーニングをする時期にサポート用の手すりを設置したり、子どもや家族の成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるように、手すりの必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施しておく。



写真Ⅱ.23
トイレの手すりは、立ち座りや子どものトイレトレーニングをサポートしやすい位置に設ける

専用N②：ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠できるものとする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する

【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもがトイレに勝手にひとりで入って鍵をかけてしまう閉じ込みを防止するため、ドアの表示錠は非常時に外側から解錠できるものとする（写真Ⅱ.24）。



写真Ⅱ.24
非常時に外側から開錠できるトイレ錠

専用N③：トイレトレーニングがしやすい広さを確保する

テーマ(23) トイレの広さを確保する 【幼児前期】

- 親子で入って、トイレトレーニングがしやすい広さとして、次のいずれかの寸法を確保する。
 - i) 長辺は内法寸法で1,300mm 以上を確保する。
 - ii) 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分の長さを含む）は500mm 以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の便所に関する評価基準において等級3以上

専用N④：床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- トイレの床や壁の仕上げには、汚れにくく、汚れを拭きとりやすい材料を使用する。

専用O：浴室及び洗面・脱衣室

専用O①：浴室の出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 浴室の出入り口部分は、小さな子どもや妊婦等の転倒を防止するため、段差がない構造とすることが望ましい。
- 段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。
 - i) 浴室内外の高低差が 20mm 以下の単純段差とする(写真Ⅱ.25)。
 - ii) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は 120mm 以下とし、かつ、浴室内の床からのまたぎの高低差は 180mm 以下とする。
- また、浴室の出入り口部分には、子どもや妊婦が使いやすい位置に手すりを設置する。



写真Ⅱ.25
浴室出入り口の段差はできる限り小さくする

[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級]

・[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の段差に関する評価基準において等級2以上

- なお、子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、設置の必要な場所の壁には下地処理を施しておくことが望ましい。

専用O②：浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りにくい仕上げとする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 浴室及び洗面・脱衣室の床の床面は、水や石けん水に濡れても滑りにくい仕上げ(すべり抵抗値の高い材料の使用等)とする。
- 浴室の床面は、加えて、水に濡れても乾きやすい材料を用いる。

専用O③：浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は外側から施錠・解錠できるものとする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児前期】

- 浴室を使用していない時に子どもがひとりで入り誤って浴槽に落ちる事故を防ぐため、浴室のドアには、子ども(幼児等)の手が届きにくい高さに、脱衣室側から施錠や閉じ込み時の解錠ができる錠を設置する(写真Ⅱ.26、写真Ⅱ.27)。
- 洗面・脱衣室にドアを設置する場合は、その錠も外側から施錠・解錠できるものとする。



チャイルドロック(子どもの手が届きにくい位置に設けられた外側から施錠・解錠できる錠)付きの浴室ドア

(左) 写真Ⅱ.26 設置の高さ (右) 写真Ⅱ.27 錠の拡大

専用〇④：給湯用カランは火傷を防止する構造のものとする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 給湯用のカランがむき出しで露出していると、カランに触れて火傷をするリスクがあるため、壁に埋め込み式のカランとする、又は火傷防止用のカバーを取り付けたものとする。
- また、浴室や洗面所の給湯設備の水栓金具はサーモスタット式とするなど、水圧変化や温度変化による火傷を防止できるものとする（写真Ⅱ.28）。



写真Ⅱ.28
サーモスタッド付の給湯用カラン

専用〇⑤：浴室は親子で入浴できる広さとする

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～小学生低学年】

- 浴室は親子でいっしょに入浴し、ゆったりできる広さとして、次の広さを確保する（写真Ⅱ.29）。
 - i) 短辺の内法寸法が、戸建住宅にあつては1,300mm 以上、共同住宅にあつては1,200mm 以上を確保する。かつ、
 - ii) 面積が内法寸法で、戸建住宅にあつては2.0 m²以上、共同住宅にあつては1.8 m²以上を確保する。



写真Ⅱ.29
親子で一緒に使える広さのある浴室



写真Ⅱ.30
親子で一緒に使える広さのある脱衣室

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の浴室に関する評価基準において等級3以上

- なお、広さは、短辺の内法寸法は1.4m 以上かつ面積は内法寸法で2.5 m²以上であることがより望ましい。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の浴室に関する評価基準において等級4以上

専用〇⑥：洗面・脱衣室は親子で使える広さとする

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～小学生低学年】

- 洗面・脱衣室は親子でいっしょに使える広さ（子どもの体を拭いたり、服を着せたりできる広さ）や、暖房機を無理なく（安全に）設置できる広さを確保する（写真Ⅱ.30）。

専用〇⑦：浴室コールを設置する

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期】

- お風呂から上がるときに子ども（乳児）を受け取ってもらえるよう、浴室からリビング等に連絡できる浴室コールを設置する。

専用〇⑧：浴室の水栓はレバーハンドル式水栓とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 浴室の水栓は、子どもが使いやすいレバーハンドル式の水栓を採用する。

専用〇⑨：洗面・脱衣室に使いやすい収納スペースを設ける

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 洗面・脱衣室に、バスタオル・タオルや、子どもの下着等の収納スペースを確保する（写真Ⅱ.31）。



写真Ⅱ.31
洗面所に設置された収納

専用〇⑩：洗面台の水栓は子どもが安全に使いやすいものとする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 洗面台の水栓は、浴室と同様、子どもが安全に使いやすいよう、サーモスタット式水洗やレバーハンド式水栓とする（写真Ⅱ.32）。



写真Ⅱ.32
洗面台のレバーハンドル式水栓。
伸縮式シャワー水栓でもある

専用〇⑪：洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓とする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- また、洗面台の水栓は、隅々まで掃除がしやすい伸縮式シャワー水栓とすることが望ましい（写真Ⅱ.32）。

専用〇⑫：浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せるようにする

テーマ(43) 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする 【全般】

- 浴室に換気暖房乾燥機を備え付ける（写真Ⅱ.33）。
- また、浴室や洗面・脱衣室には洗濯物が干せるスペースを確保するとともに、吊り下げ式物干し等の設備を設ける（写真Ⅱ.33、写真Ⅱ.34）。



写真Ⅱ.33
浴室の換気暖房乾燥機と
吊り下げ式物干し



写真Ⅱ.34
洗面・脱衣室に設置された
吊り下げ式物干しと洗濯物
干しスペースの確保

専用P：キッチン

専用P①：キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児後期】

- 調理中のキッチンに小さな子どもが進入し火傷をすることなどを防ぐため、台所の入口にチャイルドフェンスを備え付ける。
- または、チャイルドフェンスの取り付けや、子どもの成長に応じて取り外しができるように、両側は壁やカウンター等とし、下地処理等を施しておく（写真Ⅱ.35）。



写真Ⅱ.35
チャイルドフェンスの設置可能なキッチン
入り口（両側は木製の壁、カウンター）

専用P②：調理器は火傷を防ぐ安全機能付きのものとする（備え付けの場合）

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 電磁調理器やガス調理器を備え付けとする場合は、チャイルドロックや立ち消え防止等の安全機能が付いたものを採用する。

専用P③：キッチンからリビングへの見通しを確保する

テーマ(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする

【乳児期～幼児後期】

- キッチン調理をしながら子どもの様子を観察・把握しやすい対面形式のオープンキッチンとする（写真Ⅱ.36）。
- キッチンから隣接するリビングを見渡すことができる（リビングで遊んでいる子どもの様子を確認しやすい）よう、居室の配置、間仕切りの構造に配慮する。



写真Ⅱ.36
キッチンからリビングの見通しを確保
したオープンキッチン

専用P④：食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り付ける

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 地震の発生時等の避難経路の安全を確保するため、食器棚や吊り戸棚等には、開き扉や引出しが開くのを防ぐための耐震ラッチを取り付ける。

専用P⑤：子どもが手伝いをしやすい広さと使いやすさを確保する

テーマ(19) キッチンの広さと使いやすさを確保する 【幼児後期～中学生】

- キッチン子どもが手伝いをしやすい（手伝いをさせやすい）広さを確保する。
- また、使いやすさの観点から、次のような工夫をすることが望ましい。
 - i) パソコンを置いての調理のレシピ検索や家計簿付け、調理をしている横で子どもがお絵かきや勉強などができる多目的のカウンターの設置（写真Ⅱ.37）



写真Ⅱ.37
キッチン横にリビング側からも利用できる
多目的のカウンターを設置

ii) 子どもと一緒に調理ができる作業台の設置

専用P⑥：水栓は子どもが使いやすいレバーハンドル式水栓とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- キッチンの水栓は、子どもでも利用しやすいレバーハンドル式の水栓とする（写真Ⅱ.38）。



写真Ⅱ.38
レバーハンドル式の
シャワー水栓

専用P⑦：パントリーを設置する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- キッチンに、食料品の買い置きや、災害時の飲み水や非常食等の備蓄に対応できるパントリー（食品庫）を設置する（写真Ⅱ.39）。



写真Ⅱ.39
キッチン脇に設置された
パントリー

専用P⑧：水栓は清掃しやすい伸縮式シャワー水栓とする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- キッチンの水栓は、子どもの使いやすさに加え、シンクの隅々まで掃除しやすい伸縮式シャワー水栓とする。

専用P⑨：床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- キッチンの床や壁の仕上げは、汚れが付きにくく、また汚れを拭きとりやすい素材を使用する。

専用Q：リビング

専用Q①：玄関の外側との通話機能を有したカメラ付きインターホンを設ける

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、リビングなど子どもの日中の居場所に、玄関の外側との通話機能を有したインターホンを設置する。
- 相手の顔や様子を確認できるよう、インターホンはカメラ付きにすることが望ましい（写真Ⅱ.40）。



写真Ⅱ.40
カメラ・通話機能を有する
インターホン

専用Q②：窓ガラスは割れにくい安全なガラスとする

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- リビングなど子どもがよく使う部屋の窓などは、割れにくい複層ガラス（合わせガラス・強化ガラス等を室内側に使ったもの）や、万一割れてもガラス片が飛散しにくい合わせガラス等とする。

専用Q③：窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- 子どもが長く過ごすリビングは、日照又は採光が十分に行き届く場所に配置する。
- 特に、南向きの窓があることが望ましい（写真Ⅱ.41、写真Ⅱ.42）。



（左）写真Ⅱ.41 （右）写真Ⅱ.42
日当たりがよく、外部の様子や子どもの遊び場が把握しやすいリビングの窓

専用Q④：窓は風通しが良く、子どもが外部空間を認識しやすい位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- リビングは風通しが良くなるよう窓を配置する。また、通風を確保するため、網戸を設置する。
- リビングの窓は子どもの目線の高さに配慮し、子どもが身のまわりの外部空間（外の景色）を認識しやすい位置に設ける。

専用Q⑤：リビングを中心とした間取りとする

テーマ(20) リビングの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- リビングは家族の日常生活の中心となる場所であるため、日常の生活動線の中心となるよう、間取り上の工夫をする（写真Ⅱ.43）。
- 子どもの日中の居場所となるリビングに隣接して台所や洗濯スペース等を配置するなど、リビングにいる子どもから家事をしている親を確認したりできるよう、見通しを確保する（写真Ⅱ.43）。
- 子どもが大きくなっても帰宅や外出の気配を（親が）認識できるよう、階段はリビングアクセス階段とすることが望ましい（写真Ⅱ.44）。



写真Ⅱ.43
リビングからキッチンを見通せる間取り



写真Ⅱ.44
リビングからアクセスする階段
（リビングを通らないと2階の子ども部屋に行けない）

専用Q⑥：家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さと使いやすさを確保する

テーマ(20) リビングの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- リビングは、家族でくつろいだりできるほか、乳児のベビーベッドを置いたり、乳児がほふく（ハイハイ）したりできる広さを確保する。
- また、子どもが幼児期、小学生になっても、遊んだり、勉強したりできる広さを確保する。
- リビングの広さは 12 ㎡以上、ダイニングと一体となったリビング・ダイニングでは 15 ㎡以上を確保することが望ましい。
- また、子どもが学習したり、パソコン作業等をしたりできるカウンターコーナーを設けるなど、利用しやすさにも配慮する（写真Ⅱ.45）。カウンターは、子どもの学習している様子などをキッチン等から把握できる位置に設けることが望ましい（写真Ⅱ.46）。



写真Ⅱ.45
リビングの一角に設置されているカウンターコーナー



写真Ⅱ.46
リビングの一角の対面式キッチンの前に設置されたカウンター



写真Ⅱ.47
リビングに隣接して設けられた和室

- 加えて、リビングに接続して、子どもが自由に遊んだり、子どもを昼寝させたりできるなど（また、乳児の頃には夜の就寝場所にもなるなど）、リビングと一体的に利用できる和室を設けることが望ましい（写真Ⅱ.47）。なお、畳は樹脂畳を採用するなど、アレルギーの発症の防止（ダニ・カビの発生のをしにくさ）に配慮する。

専用Q⑦：使いやすい収納スペースを設ける

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- リビングに、子どもの絵本やおもちゃ、保育園・幼稚園への持ち物・着替え等を一か所にまとめて収納できるスペースを確保する（写真Ⅱ.48）。



写真Ⅱ.48 リビングの壁面を利用した飾り棚兼収納

専用Q⑧：床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- リビングの床・壁の仕上げは、汚れにくく、汚れを拭きとりやすい素材を使用する。

- 床は据え付けのカーペットでないことが望ましい。
- また、子ども自由にお絵かきができるよう、壁材の一部を黒板クロス（チョークで自由に書き消しができる黒板のような壁紙）とすることも考えられる。

専用R：寝室

専用R①：親子が一緒に就寝できる広さを確保する

テーマ(22) 寝室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～幼児後期】

- 寝室（就寝スペース）は、親子がいっしょに川の字で寝たり、一角にベビーベッドを置いたりできる広さを確保する。
- 寝室は9㎡以上を確保することが望ましい。

専用R②：寝室から台所・便所等への効率的な動線を確保する

テーマ(22) 寝室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～幼児後期】

- 夜間でも授乳やオムツの取り替えなどをしやすいよう、寝室から台所、便所等、頻繁に使用する空間への動線に配慮する。

専用R③：夫婦でくつろぐことができるスペースを確保する

テーマ(50) 親がくつろぐことのできるスペースを確保する 【全般】

- 寝室に、夫婦でゆっくりとくつろぐためのスペース（テーブルやイス等を置くスペース）があることや、（戸建住宅で、寝室とキッチンが別の階にある場合は）寝室付近にミニキッチンがあることが望ましい。

専用S：子ども部屋

専用S①：子ども部屋を確保できる住宅の広さを確保する

テーマ(26) 子どもの成長に合わせて個室を確保する 【小学生高学年～中学生】

- 子どもの成長にあわせて、子ども部屋（個室）を設けることができる住宅の広さを確保する。「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）に基づく誘導居住面積水準を参考としつつ、地域の住宅事情等を踏まえて適切な広さを確保する。
- なお、子ども部屋を設ける際には、リビングにある階段から子ども部屋に上がるようにするなど、子どもの気配が感じ取れる間取りとすることが望ましい（関連参照：「専用Q：リビング」・「専用Q⑤：リビングを中心とした間取りとする」）。

専用S②：子どもの成長に合わせて間取りを容易に変えられる工夫をする

テーマ(26) 子どもの成長に合わせて個室を確保する 【小学生高学年～中学生】

- 確保できる住宅の広さに限りがある場合は、子どもの成長に応じて間取りの変更を容易にできるよう、次のような工夫をする。
 - i) 可動式の間仕切り壁や間仕切り家具（写真Ⅱ.49、写真

- Ⅱ.50)、スライドドア（写真Ⅱ.51）等を採用する。
- ii) 大部屋を分割できるよう、電気スイッチやコンセントの配置に配慮するとともに、分割後の部屋を想定したドアの数を設けておく（写真Ⅱ.52）。



写真Ⅱ.49 可動式家具による間仕切り



写真Ⅱ.51
部屋を分割するスライドドア



写真Ⅱ.52
主寝室（手前）と一体的に設けられた子ども部屋（奥）。
将来の部屋の分割に備えて、ドアや電気スイッチ・コンセントを配置



写真Ⅱ.50
ドライバー一本で簡単に動かせる可動間仕切り（写真Ⅱ.49）の説明書

専用S③：窓ガラスは割れにくい安全なガラスとする

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 子ども部屋の窓は、割れにくい複層ガラス（合わせガラス・強化ガラス等を室内側に使ったもの）や、万一割れてもガラス片が飛散しにくい合わせガラス等とする。

専用S④：窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- 子ども部屋は、日照又は採光が十分に行き届く場所に配置する。
- 特に、朝陽が感じられる向きの窓があることが望ましい。

専用S⑤：子どもが自分で整理整頓できる専用の収納スペースを設ける

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 子どもの成長に応じて、おもちゃや衣類等の身のまわり品を自分で片付けをすることができるよう（整理整頓をすることのトレーニングをできるように）、子ども専用の収納スペースを設ける。
- 子どもにも使いやすいものとし、収納スペースのハンガーポールや棚は、子どもの成長にあわせて位置や高さを調整できるようにする。

専用T：趣味スペース

専用T：親が自分の時間を楽しむことのできるスペースを確保する

テーマ(50) 親がくつろぐことのできるスペースを確保する 【全般】

- 子どもを寝かした後などに親が自分の時間を自由に過ごすことができるよう、趣味室や親それぞれが自分の時間が持てるスペースを設ける。

専用U：ゲストルーム

専用U：祖父母・友人等が宿泊できる部屋を確保する

テーマ(29) 祖父母等と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもが祖父母や友人家族等と交流できるよう、泊まりで遊びに来たときに宿泊できる部屋（スペース）を設ける。

専用V：バルコニー

専用V①：バルコニーの出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- バルコニーの出入り口部分は、小さな子どもや妊婦等の転倒を防止するため、段差がない構造とすることが望ましい。
- 段差が生じる場合は、その程度は次のいずれかとする。
 - i) 180mm 以下の単純段差とする（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）。
 - ii) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにする。
 - iii) 屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）とし、かつ、手すりを設置できるようにする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用V②：手すりは転落の防止に効果的な構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- バルコニーに子どもの転落を防止するために設置される手すりは、次のような構造のものとする（写真Ⅱ.53）。
 - i) 手すりの形状は、子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。
 - ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
 - ア) 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が 650mm 以上 1,100mm 未満の場合は、床面等との距離が 1,100mm 以上となるように設ける。
 - イ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が 300mm 以上 650mm 未満の場合は、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するように設ける。
 - ウ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が 300mm 未満の場合



写真Ⅱ.53
バルコニーの転落防止に配慮された手すり

は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。

iii) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。

iv) 手すりの最下部とバルコニー床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級5以上

- また、子ども（幼児等）のよじ登りを防ぐために、手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的と考えられる。

専用V③：安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 室外機や資源用ゴミ箱等が、子ども（幼児等）がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。

i) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保する（写真Ⅱ.54）。

ii) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。



写真Ⅱ.54
手すりからの離隔距離を確保した
室外機置場

専用V④：縦樋近くのバルコニーには面格子等を設置する

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、縦樋近くのバルコニーは、手摺りを高くする、又は腰壁の上に面格子やパネルスクリーン等を設置する。
- また、バルコニーの手すりなどに警報器付きセンサーやセンサーライトなどを設置する方法も有効である。

専用V⑤：水遊びや家庭菜園等ができるバルコニーとする（共同住宅の場合）

テーマ(25) 土や水に触れられる環境を確保する 【乳児期～小学生高学年】

- 共同住宅のバルコニーは、洗濯物を干す場所以外に、子どもの水遊びやプランター等を置いて家庭菜園等ができる広さや奥行きを確保する。
- 共同住宅のバルコニーにはスロップシンクを設置する。
- スロップシンクは、子どもがよじ登って手すり外に転落しないように、手すりから安全な距離を確保して設置する（おおむね600mm程度を確保する）。または、スロップシンクを設置する部分

の開放側は（手すりではなく）上階のバルコニーの床スラブまで達する袖壁とするなど、転落防止策を講じる。

専用W：サンルーム

専用W：サンルームを設置する

テーマ(43) 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする 【全般】

- 雨の日や埃・花粉等が気になる季節でも、太陽の当たる場所に洗濯物が干せるよう、サンルームを設ける。

専用X：テレワークスペース

専用X：テレワークスペースを設置する

テーマ(53) テレワークに対応した環境を整備する 【全般】

- リビングや寝室の一角などにテレワークスペースを設ける。
- テレワークスペースの設置場所については、家族の生活動線にも影響することになるので、生活のイメージをしながら計画することが重要となる。
- テレワークスペースは間仕切りによる個室とし、オンライン会議時の適切な音環境を確保するために、吸音素材の床材や壁材を用いることが望ましい。